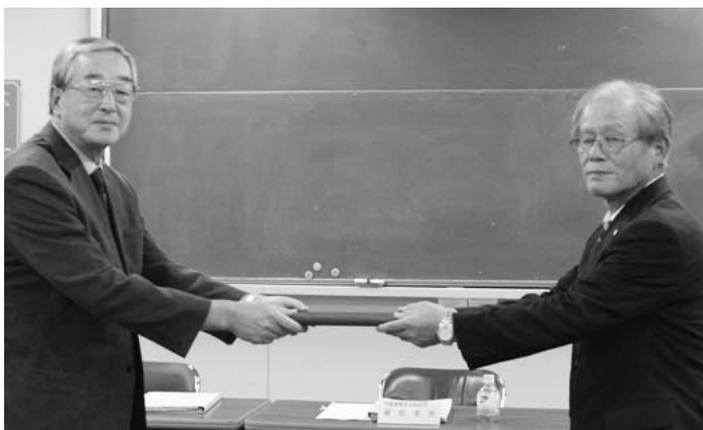


# 将来の望ましい学校環境

## 学校適正規模・適正配置検討委員会(答申)

市民20人で構成する「笠間市立学校適正規模・適正配置検討委員会」の方針がまとまり、9月25日、笠間市役所笠間支所で、同検討委員会の吉崎委員長(日本女子大学教授)から笠間市教育委員会の中庭委員長に答申書が手渡されました。同検討委員会は、昨年11月に市立学校の適正化に関する教育委員会の諮問を受け、計7回の審議を経てその方針を示すに至りました。今後は、笠間市立小中学校学区審議会を組織し、この答申に基づく具体的な検討に入っていきます。



吉崎検討委員会委員長から答申書を受け取る中庭教育委員長(右) 笠間市役所

### ◆検討委員会の審議手順

検討委員会では、まず適正規模の基本的な考え方や市民アンケート調査結果などから、市立学校の適正規模を定め、その適正規模を確保するための適正配置方針について審議を進めました。

### ◆市立学校の適正規模

#### ○学級数

・小学校 ▼1校12〜18学級

(1学年2〜3学級)

・中学校 ▼1校9学級以上

(1学年3学級以上)

#### ○1学級あたりの人数

・小学校 ▼1学級最大30人

(1学級平均24人程度)

・中学校 ▼1学級最大35人

(1学級平均30人程度)

### ◆10年後の予想規模

将来の学校適正化に向けて、児童生徒数・学級数の基準とする年度を、10年後の平成31年度としました。上記適正規模を平成31年度の推計人口に当てはめると、小中学校21校の予想規模は左表のようになります。

#### 【小学校】

5学級以下	1校
6〜11学級	5校
12〜18学級	7校
19学級以上	1校

#### 【中学校】

5学級以下	2校
6〜8学級	1校
9学級以上	4校

■は適正規模

### ◆学校の適正配置方針

#### (1) 複式学級の取扱い

2つの学年で1つの学級を構成する「複式学級」の解消を最優先とする。

#### (2) 適正配置の方法

適正規模に達しない学校を適正配置の対象校とし、その方法は次のとおりとする。

#### 【①通学区の見直し】

通学区の見直しによって適正規模を確保できる地域については、隣接する学校との通学区の調整を行う。

#### 【②学校の統合】

通学区の見直しによる適正規模の確保が困難な地域については、学校の統合を軸に考える。なお、学校の新設による統合は行わない。

#### 【③小中併設】

統合が困難な場合や統合しても適正規模を確保できない場合は、小中併設を推進する。小中併設とは、小中学校の敷地や校舎を共有し、連携して継続的に9年間の義務教育を行うことをいう。

#### ○適正配置の優先順位

通学区の見直しは、中学校区を優先して行う。

#### ○適正規模を上回る小学校

将来的に現在の学級数を超えないことが予想されるため、適正規模校とする。

#### (3) 配慮すべき事項

○適正配置によって遠距離通学になる場合は、スクールバスの導入等も検討すべきである。

○適正配置の実施にあたっては、地域住民の十分な理解と協力を求める必要がある。

○笠間市全体として適正な配置となるよう配慮する必要がある。

※答申書の詳細は、笠間市ホームページをご覧ください。

問合せ先 ▼教育委員会学務課教育企画室(内線72215)